

# 後藤総一郎監修『関東庁警務局資料』

若月剛史

## 1、はじめに

日本近現代史研究にとって、史料は命である。なかでも、研究対象となっている「その人が」、「そのとき」、「その場で」書いた史料は「一次史料」と呼ばれ、信頼度が高い史料として重視される<sup>1)</sup>。

一次史料の代表的なものとして日記や書翰、公文書などが挙げられるが、これらは文書館や図書館などに所蔵されている。例えば、近現代日本の政治家の日記や書翰は国立国会図書館憲政資料室に、外交文書は外交史料館に所蔵されているというように、である。そのため、これらの一次史料を見たいと思ったら、それを所蔵している文書館や図書館に直接赴かないといけな。私が専門としている日本政治史の分野では、研究で利用する一次史料の多くは首都圏に偏在しており、それ以外の地域に住んでいる者にとってはなかなか利用しにくい状況にある。近年、アジア歴史資料センターに代表されるデジタルアーカイブの充実化によって、インターネットを通じて利用できる日本政治史の一次史料は格段に増えてきている。しかし、そのようにして利用できるようになったものはまだまだ少なく、多くの重要な一次史料はその所蔵機関に足を運ばないと見ることができないのが現状である。

その欠を埋めているのが、マイクロフィルムという資料である。これは、特殊な撮影機材を使って一次史料を縮小してフィルムに焼き写したもので、マイクロフィルムリーダーという専用の投影機を用いれば閲覧・印刷することができる。あまり知られていないが、関西大学図書館は、そのマイクロフィルムについて、充実したコレクションを有している（そのラインナップは、関西大学図書館のホームページの「マイクロ資料一覧」([https://opac.lib.kansaiu.ac.jp/index.php?action=pages\\_view\\_main&block\\_id=52316&page\\_id=17399&active\\_action=announcement\\_view\\_main\\_init#\\_52316](https://opac.lib.kansaiu.ac.jp/index.php?action=pages_view_main&block_id=52316&page_id=17399&active_action=announcement_view_main_init#_52316))を参照)。このたび、その充実したコレクションに、新たに『関東庁警務局資料』が加わった。本稿では、この資料の概要とそ

の可能性について述べていきたい。

## 2、『関東庁警務局資料』の概要

関東庁とは、1920（大正9）年に設置された、日本の租借地である遼東半島（「関東州」と呼ばれた）の統治や南満洲鉄道株式会社の監督などを所掌する機関である。関東庁には警務局と民政局の2局が置かれていたが、『関東庁警務局資料』は、この警務局において、1928（昭和3）年から1933年までの6年間にわたって作成・利用された史料によって構成されている。戦前の植民地統治機関に関する一次史料は、敗戦時の混乱のなかでその大半が失われているが、本資料は、関東庁警務局に勤務していた高官が持ち帰ったことによって奇跡的に残された。その後、本資料は古書店を経由して、現在は明治大学図書館に所蔵されている。

本資料の白眉は、何といても警務局の日々の動きや収集した情報を記した「関東庁参考書」（全1499点）である。満州事変に関する情報が綴じられている「関東庁情報綴」とあわせて通読すれば、満州事変前後において関東州の統治のあり方がどのように変化していったのか見えてくる。他にも、いわゆる関東州での産業政策がどのように展開されたのか窺い知ることができる「旅順振興策」や、関東軍の将校たちに危機感を与えた中国共産党の思想や展開を記した「赤化運動取締参考資料」、麻薬の一種である「ベンゾイリン」に関する資料など、多岐にわたる一次史料が収録されている。

このようにタイトルを見るだけで否が応でも関心を惹くような史料が、本資料には多く収録されているが、日本近現代史研究の面から見れば、そのような史料はすでに他の研究者によって利用されていることが多い。「先客」がいるのである。そのなかで新しい事実を発見することは必ずしも容易なことではない。そのため、本資料のような幅広い分野にわたる史料群の場合、研究上の戦略として、周辺の史料に目を向けてみるのは1つの手である。そして、

実際に目を通してみれば、興味深い内容を史料が含まれていることがある。ここでは、その一例として、本資料に収録されている「租税制度に関する資料」を見てみたい。

### 3、関東州における租税制度をめぐる議論

「租税制度に関する資料」は、昭和6年に関東長官（関東州のトップ）の諮問機関として設置された租税制度調査委員会に関する一次史料である。この史料は、一見、警察や衛生を掌る警務局とは無関係の史料のようであるが、警務局長が同委員会の委員だったことによって、本資料に含まれる形で残されることになったものである。

租税制度において負担の均衡を図ることが重要なことは言うまでもない。しかし、実際に制度を立案しようとする時、どうすれば負担が均衡したことになるのか、立場によって議論が分かれる。ましてや、植民地においては、支配層、被支配層が混在しているので、より議論は複雑なものとなってくる。この点について、関東州ではどのような議論がなされたのか「租税制度に関する資料」から見てみよう。

関東州の租税制度は、財政上の必要に応じて、その都度、新税の導入が行われてきた。そのため、昭和初期には「現行ノ租税ハ始政草創ノ際ニ創設セラレタルモノノ外ハ大正九年及大正十一年に於テ財政ノ必要ニ應ズル為メ新設セラレタルモノデアリマシテ之等ノ間ニ統一セル脈絡ヲ缺キ各人負擔ノ均衡ヲ得ザルモノ不尠」という状況であった（第1回租税制度調査委員会での西山左内租税制度調査委員会委員長の挨拶）。具体的には、①所得税が法人所得に課税される一方で個人所得には課税されない、②地租は田畑に対してのみ課税される、などの問題を抱えていた。

これに対して、租税制度調査委員会では、個人所得税の新設や土地や証券などの収益への課税などの対策が考えられた。現代的な感覚からすれば、これらは当たり前のことで、導入にあたってさほど大きな困難はないように思われる。しかし、当時としては、徴税組織が未発達だったこともあって、個人の所得や、土地や証券などの収益を的確に把握することは決して簡単ではなかった。そのため、負担の均衡はあきらめて、確実に把握できる収益にのみ課税すべきという意見も出されている。

日本人と中国人との間での負担の不均衡について

も租税制度調査委員会で議論されている。前述したように個人の所得に対しては課税されておらず、直接税の中心が地租であった関東州では、「持てる者」である、すなわち課税対象となる財産（主に土地）を多く有している日本人が、それをほとんど持っていない「持たざる者」である中国人よりも多く税を負担していた。

このような状況に対して、租税制度調査委員会では、酒やたばこなどの消費税を引き上げることで、中国人からの租税収入の増加を図り、負担の均衡を図るべきだとの意見が出された。これは、消費税の引き上げは「租税理論上ニハ反スルモ」、つまり逆進性が高くなるものの、「関東州ノ如キ内地人ノ次第二経済上支那人ニ壓迫セラルル土地ニ於テハ国策上モ適當ナル方策」であるとの考えに基づいて主張されたものであった<sup>2)</sup>。

このような委員会での喧々諤々の議論を経て、国税及地方税整理案が作成された。しかし、結局、この整理案は日の目を見ることはなかった。1931年9月に満州事変が勃発し、関東州内外の経済状況が大きく変化することになり、さらなる検討を加える必要があるとされたからである。こうして関東州で租税制度の改正について総合的な検討が行われたことは、その後の時代において忘れられていった。関東庁の「正史」である『関東庁施政三十年史』に、租税制度調査委員会に関する記述が若干見られるだけである<sup>3)</sup>。その失われた記憶を、偶然に偶然が重なって残された「租税制度に関する資料」は呼び起こした。こうした瞬間に立ち会えるのが歴史研究の醍醐味である。『関東庁警務局資料』には、このような記憶の呼び起こしのきっかけとなる一次史料が少なからず含まれているように思われる。ぜひ多くの人に目を通してもらいたい。

#### 注

- 1) 国立国会図書館ホームページ（「史料にみる日本の近代」、<https://www.ndl.go.jp/modern/>）
- 2) 「国及地方税整理案ニ対スル法制局佐藤委員ノ意見」（前掲「租税制度に関する資料」に所収）。
- 3) 関東局編『関東庁施政三十年史』（関東局、1936年）。なお、本書は『関東庁警務局資料』にも所収されている。

（わかつき つよし 法学部准教授）